

# 平成 28 年度 再入学試験要項

大阪産業大学  
大阪産業大学短期大学部

平成 28 年度再入学試験を、大阪産業大学学則第 14 条並びに大阪産業大学短期大学部学則第 11 条に基づき、下記の要領にて実施します。

## 記

1. 出願資格 : ① 再入学後、成業の見込みがある者。  
② 再入学の出願は、退学または除籍になって 3 年以内とする。  
ただし、特別な理由がある者については、この限りでない。
2. 出願書類 : ① 再入学願 ② 成績証明書
3. 願書交付 : 平成 28 年 1 月 13 日 (水) ~ ※本館 1 階 教務課 学籍係にて交付します。
4. 出願期間 : 平成 28 年 1 月 20 日 (水) ~平成 28 年 1 月 26 日 (火)
5. 出願窓口 : 教務課 学籍係
6. 試験内容 : 面接試験  
【大阪産業大学学部通則第 4 条第 1 項および第 6 項ならびに  
大阪産業大学短期大学部通則第 4 条第 1 項および第 5 項適用】
7. 試験日時 : 平成 28 年 2 月 20 日 (土) 12:30 開始
8. 試験会場 : 本館 4 階演習室  
※ 試験会場および選考順を教務課 学籍係前に張り出していますので、各自確認のうえ、指定された会場前にてお待ちください。
9. 合格発表 : 平成 28 年 3 月 9 日 (水) 10:00 教務課 学籍係 前  
※合格者には再入学手続書類および授業料等の払込票をお渡しします。
10. 合格手続 : ① 再入学手続書類を教務課 学籍係に提出  
② 払込票記載の所定の納入金を銀行窓口にて一括納入
11. 手続期間 : 平成 28 年 3 月 9 日 (水) ~平成 28 年 3 月 11 日 (金)
12. 納入金 : 1~8 回生に再入学者 ※9 回生以上の方は窓口にお尋ねください。

※ ( )内の金額は 1 回生、アパレル産業コースの《 》内は 5~6 回生に再入学した者の金額

学 部	人間環境学部 【文化コミュニケーション学科】 【生活環境学科】	人間環境学部 【スポーツ健康学科】	経営学部 【アパレル産業コース】	経営学部 【アパレル産業コース以外】
再入学金	10,000	10,000	10,000	10,000
授業料 (前期)	360,000	425,000	354,000	354,000
教育環境充実費 (前期)	95,000 (80,000)	130,000 (115,000)	90,000 《120,000》	90,000 (75,000)
合 計	465,000 (450,000)	565,000 (550,000)	454,000 《484,000》	454,000 (439,000)

学 部	経済学部	デザイン工学部・工学部	短期大学部
再入学金	10,000	10,000	10,000
授業料 (前期)	354,000	490,000	450,000
教育環境充実費 (前期)	90,000 (75,000)	156,000 (141,000)	124,000 (94,000)
合 計	454,000 (439,000)	656,000 (641,000)	584,000 (554,000)

※出願に際しては、前在籍時の成績状況、在籍年数等を確認したうえで受け付けますので、出願前に必ず教務課に連絡してください。(出願書類は教務課窓口にてお渡します)

以 上

## 大阪産業大学学則（抜粋）

### （再入学）

第14条 本大学に再入学できる者は、次の各号のいずれかに該当し、所定の試験に合格した者でなければならない。

- (1) 自己の都合により本大学を退学した者で、出願時に退学後3年を超えない者
  - (2) 授業料未納のため除籍された者で、出願時に除籍取消期間満了後3年を超えない者
- 2 前項第1号および第2号の定めにかかわらず、特別な理由がある者については、3年を超えても再入学の出願を認めることができる。
- 3 退学または除籍前の学部の学科と異なった学部の学科に再入学することはできない。ただし、経済学部においては、退学または除籍前の学部または学部の学科に再入学することとする。
- 4 再入学の試験その他に関しては、別に定める。

### （入学手続）

第18条 入学試験（編入学試験、再入学試験および転入学試験を含む。）に合格した者が、所定の期間内に、入学手続きを完了したときは、学長は入学を許可する。

- 2 正当な理由により、前項の手続きを行うことのできなかつた者にたいしては、学長は、教授会の議を経て、入学手続きを猶予することができる。

### （規程の適用）

第51条 本学則および附属諸規程は、別に定めあるとき、または教授会の決定により特に指示したものを除き、入学から卒業までは、その者の入学時の規程を適用する。

- 2 編入学者、再入学者および転籍等をした者については、それぞれ入学または転籍等を許可された学部または学部の学科のその年次の者と同一に取り扱う。ただし、転籍等を許可された者が、すでに納めた入学金が新たに許可された学部または学部の学科の入学金より少ないときは、第17条第2項ただし書きの者を除き、その差額を追徴する。

## 別表第3

### 1、学費

- (1) 入学金 (単位 円)

再入学金	10,000 円
------	----------

## 大阪産業大学学部通則（抜粋）

第3条 学則第13条から第15条までに定める編入学、再入学および転入学（以下「編入学等」という。）の志願者は、次の書類を、所定の検定料（再入学志願者は除く。）とともに、期限までに提出するものとする。

- (1) 入学願書
- (2) 出身大学の卒業または修了証明書、成績証明書および各科目の単位数の配当時間表
- (3) 再入学できることを証明する書類（再入学志願者に限る。）

第4条 編入学等の選考は、学科試験、面接試験により行う。ただし、再入学については、履修単位の認定は行わず、退学前または除籍前の修得単位をそのまま修得単位とする。

- 5 再入学および転入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱い、ならびに在学すべき年次については、教授会の議を経て学長が決定する。

6 再入学は、退学または除籍となった当時の年次に入学するものとし、学科試験は省略することができる。

### 大阪産業大学短期大学部学則（抜粋）

（再入学）

第11条 本学に再入学できる者は、次の各号のいずれかに該当し、所定の試験に合格した者でなければならない。

- (1) 自己の都合により本学を退学した者で、出願時に退学後3年を超えない者
- (2) 授業料未納のため除籍された者で、出願時に、除籍取消期間満了後3年を超えない者

2 前項第1号および第2号の定めにかかわらず、特別な理由がある者については、3年を超えて再入学の出願を認めることができる。

3 再入学の試験その他に関しては、別に定める。

（入学手続）

第12条 入学試験（転入学および再入学試験を含む。）に合格した者が、所定の期間内に、入学手続きを完了したときは、学長は入学を許可する。

2 正当な理由により、前項の手続きを行うことのできなかつた者にたいしては、学長は、教授会の議を経て、入学手続きを猶予することができる。

第47条 本学則および附属諸規則は、別に定めあるとき、または教授会の決定により特に指示したものを除き、入学から卒業までは、その者の入学時のものを適用する。

2 転入学者および再入学者については、許可された年次の者と同一に取り扱う。

### 別表第2

#### 1 学費

(1) 入学金 (単位 円)

再入学金	10,000 円
------	----------

### 大阪産業大学短期大学部通則（抜粋）

第3条 転入学および再入学の志願者は、次の書類を所定の検定料（再入学志願者は除く。）とともに、期限までに提出するものとする。

- (1) 入学願書
- (2) 出身大学の卒業または修了証明書、成績証明書および各科目の単位数の配当時間表
- (3) 再入学できることを証明する書類（再入学志願者に限る。）

第4条 転入学および再入学の選考は、学科試験、面接試験により行い、年次の決定は本条4項により行う。ただし、再入学については、履修単位の認定は行わず、退学前または除籍前の修得単位をそのまま修得単位とする。

5 再入学は、退学または除籍となった当時の年次に入学するものとし、学科試験は省略することができる。

## 大阪産業大学および大阪産業大学短期大学部再入学規程

(準拠)

第1条 大阪産業大学学則第14条および大阪産業大学短期大学部学則第11条による再入学については、この規程の定めるところによる。

(出願資格)

第2条 再入学を出願できる者は、再入学後、成業の見込みがある者でなければならない。

2 再入学の出願は、退学または除籍になって3年以内とする。ただし、特別な理由がある者については、この限りでない。

(再入学願)

第3条 再入学を希望する者は、再入学試験要項に定める書類を、所定の期日までに教務課または短期大学部事務室を経由し、学長に願出しなければならない。

2 検定料および再入学金については、別に定める。

(再入学時期)

第4条 再入学の時期は、毎年1回、学年の始めとする。

(選考)

第5条 再入学の選考は、大阪産業大学学部通則の第4条の第1項および第6項、大阪産業大学短期大学部通則の第4条の第1項および第5項を適用する。

2 大阪産業大学および大阪産業大学短期大学部学部通則第3条の出願者について、大阪産業大学教授会規程ならびに大阪産業大学短期大学部教授会規程に定める当該教授会は、再入学の可否について審査する。

(再入学の手続)

第6条 前条において再入学を認められた者は、所定の期日までに、学費納入規程に定める学費を納入し、手続きを完了しなければならない。

(再入学者の適用学則等)

第7条 再入学を許可された者には、許可学年次学生に適用している学則およびその他諸規程を適用する。

(事務の所管)

第8条 この規程に関する事務は、教務課が所管する。